

職員のサービスの宣誓に関する政令の一部を改正する 政令案について（概要）

令和3年1月28日
内閣官房内閣人事局

1 趣旨

「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）において、「全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す」とこととされ、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）では、「各府省及び独立行政法人は、会計手続、人事手続その他の内部手続について書面・押印・対面の見直しを行う」とこととされた。

これを踏まえ、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第97条の規定に基づくサービスの宣誓の実施方法を変更するため、職員のサービスの宣誓に関する政令（昭和41年政令第14号）の一部を改正するものである。

2 改正内容

- ・ 職員のサービスの宣誓の際に署名及び対面を不要とするため、「面前」及び「署名」に係る規定を削除し、宣誓書を任命権者に提出することのみ規定

3 施行期日

令和3年4月1日

【参照条文】

- 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）（抄）

（服務の宣誓）

第 97 条 職員は、政令の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

- 職員の服務の宣誓に関する政令（昭和 41 年政令第 14 号）（抄）

（服務の宣誓）

第 1 条 新たに職員（非常勤職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員を除く。以下同じ。）となつた者は、任命権者又はその指定する職員の面前において別記様式による宣誓書に署名して、任命権者に提出しなければならない。

2 前項の規定による宣誓書の署名及び提出は、職員がその職務に従事する前にするものとする。ただし、天災その他任命権者が定める理由がある場合において、職員が同項の規定による宣誓書の署名及び提出をしないでその職務に従事したときは、その理由がやんだ後すみやかにすれば足りる。

3 警察職員の服務の宣誓については、前二項の規定にかかわらず、国家公安委員会は、内閣総理大臣の承認を得て、別段の定めをすることができる。

【参考】

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）（抄）

第 3 章 「新たな日常」の実現

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備

（4）変化を加速するための制度・慣行の見直し

① 書面・押印・対面主義からの脱却等

書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す。

- 「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）（抄）

II 分野別実施事項

6. デジタルガバメント分野

（3）新たな取組

6. 行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し

各府省は、緊急対応として、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの（以下「見直し対象手続」という。）について、優先順位の高いものから順次、規制改革推進会議が提示する基準に従い、必要な措置を講じるとともに、その周知を行う。

各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。各府省の対応状況は、行政手続等の棚卸調査を実施する IT 総合戦略本部と連携して、今年度末までに明らかになるようにする。この場合において、年内の対応が困難なものについては、見直しの方針を明らかにした上で必要な取組を行う。また、各府省及び独立行政法人は、会計手続、人事手続その他の内部手続について書面・押印・対面の見直しを行い、行政改革推進本部事務局は、見直し結果について年内を目途にフォローアップを行う。

また、各府省及び独立行政法人は、会計手続、人事手続その他の内部手続について書面・押印・対面の見直しを行い、行政改革推進本部事務局は、見直し結果について年内を目途にフォローアップを行う。